

随意契約結果表(プロポーザル方式)

担当課名	まちのブランド観光課																				
案件名	三田市シティブランディング推進事業																				
案件の概要	人口減少社会においても三田の豊かな暮らしを次世代へつなぐため、市外から人や活力を呼び込み、市民が誇りを持てる「選ばれるまち」としてのブランド価値を確立する。地域産業の最前線で事業活動を行う担い手の声を広く取り入れながら、これまで庁内各部署が個別に行ってきた魅力発信を「横串」で束ね、三田市の魅力を統合的に発信するための基盤を構築する。ロゴやステートメントを単なるデザインではなく長期間機能する「投資資産」として定義し、全庁的な運用を行うことで既存施策の発信力を最大化させ、本市の認知度向上と業務効率化を同時に実現する。																				
契約年月日	令和 8 年 6 月 8 日																				
契約の相手方	株式会社 エムダブリュー																				
契約金額	18,500,000 円(うち消費税1,681,818円)																				
契約期間	令和 8 年 6 月 8 日から令和9年3月31日まで																				
随意契約とした理由	三田市シティブランディング推進事業は本市の現状課題や将来像を的確に整理したうえで、職員と一体となってプロジェクトを推進し、専門的知見を移転するとともに、農業・商業・観光・移住などの地域産業の最前線で事業活動を行う担い手の声を把握することを通じて、実効性の高い企画・戦略立案を通じた市職員の人材育成・組織能力の向上を行い、シティブランディングの中核となる理念・戦略を構築する業務であることから、価格面の優位性のみでなく、企画力、専門性、情報収集・発信・分析力及びこれまで同種または類似の業務に携わった十分な実績に重点を置くものであり、その性質または目的が競争入札に適していないものであることから、地方自治法234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、優れた企画力と分析力を持つ者から技術提案書等を徴収する公募型プロポーザル方式により請負業者の特定を行った。 株式会社エムダブリューは、技術提案等の審査の結果、評価の合計点が最上位であったため、当該業者と単独随意契約を行うもの。 【プロポーザル審査結果表】 <table><tr><th>業者名</th><th>評価点合計</th><th>備 考</th><th>適 用</th></tr><tr><td>株式会社 エムダブリュー</td><td>566.0 点</td><td></td><td>特定</td></tr><tr><td>A 社</td><td>465.0 点</td><td></td><td></td></tr><tr><td>B 社</td><td>482.0 点</td><td></td><td></td></tr><tr><td>C 社</td><td></td><td>辞退</td><td></td></tr></table>	業者名	評価点合計	備 考	適 用	株式会社 エムダブリュー	566.0 点		特定	A 社	465.0 点			B 社	482.0 点			C 社		辞退	
業者名	評価点合計	備 考	適 用																		
株式会社 エムダブリュー	566.0 点		特定																		
A 社	465.0 点																				
B 社	482.0 点																				
C 社		辞退																			
随意契約とした法的根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)																				